

令和5年度から

第2子の保育料を無償化します

令和3年9月より、国の無償化対象とならない世帯について県と連携し保育料の段階的無償化に取り組んできましたが、さらに、令和5年4月から上山市独自で第2子の保育料を無償化します。上山市の利用者負担額は裏面の基準額表のとおりです。

対象世帯 下記①②を満たす世帯

- ①上山市在住（保護者及び第2子の児童）
- ②保育所、認定こども園、届出（認可外）保育施設等に入所している児童に、
生計を一にする18歳未満（4月1日時点）の兄弟等がいる

第2子の無償化の適用について（0～2歳児の保育料）

【これまで（国、県）】

- ・無償化の対象は市民税所得割額
97,000円未満の世帯のみ
- ・兄弟姉妹同時入所の場合のみ、
第2子半額



【令和5年度から（市独自）】

- ・所得制限なし
- ・兄弟姉妹同時入所に限らず、18歳未満（4月1日時点）の兄弟等
がいる場合、第2子無料

※第2子（3歳以上児）の副食費はお支払いいただきます。

令和5年度入所申込書（支給認定申請書兼児童台帳）及び現在の住民基本台帳をベースに、多子世帯の軽減を実施しておりますが、保護者と生計を一つにするお子さんが別世帯の場合も軽減制度の対象になり、新たに利用者負担額を軽減算定する必要がありますので、該当する方は子ども子育て課に申出てください。

生計を一にするとは

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・就労・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。

※届出（認可外）保育施設等に入所しているお子さんがいる世帯についても、該当になりますので詳しくは下記までお問合せください。

【 裏 面 へ 続 く 】

お問合せ先

上山市子ども子育て課 子ども保育係

☎672-1111 内線 143・149

令和5年度上山市保育認定子ども(2号・3号認定)の利用者負担額基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額月額 上段：保育標準時間認定 下段：保育短時間認定	
階層 区分	定義			3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯			0円 0円	令和元年十月からの幼児教育・保育の無償化に伴い 利用者負担額（保育料）は、無償化（0円）となります。
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯			0円 0円	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯で、その所得割の額が右記の区分に該当する世帯	48,600円未満 (均等割のみの世帯を含む)	ひとり親世帯等	0円 0円	
			ひとり親世帯等以外の世帯	0円 0円	
D1	D1 D2 D3 D4 D5 D6	48,600円以上 50,000円未満		0円 0円	
D2		50,000円以上 97,000円未満		0円 0円	
D3		97,000円以上 136,000円未満	34,500円 34,000円		
D4		136,000円以上 169,000円未満	41,900円 41,300円		
D5		169,000円以上 301,000円未満	52,200円 51,400円		
D6		301,000円以上	56,000円 55,100円		

※階層区分C、D1、D2については、令和3年9月から山形県と上山市が連携し実施した「保育料無償化に向けた段階的負担軽減」により無償化されました。

備考

- 「3歳未満児」とは、年度の初日(4月1日)に3歳に達していない児童です。
- 4月から8月の利用者負担は、令和3年分所得より算定された令和4年度課税市町村民税で、9月から3月の利用者負担は、令和4年分所得より算定された令和5年度課税市町村民税で算定されます。
- 市町村民税所得割額は、父母の合算額です。ただし、主に生計を支えている方が父母以外の場合は、その方の所得割額も合算されます。
- 住宅取得控除や配当控除などの税額控除前の所得割額を対象とします。
- ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
 - ・母子家庭世帯又は父子家庭世帯
 - ・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)

○生計を一にする18歳未満(年度途中で満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間)の兄又は姉等がいる場合は、利用者負担額は無料になります。